

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 6 カ月以内に退職した場合、退職時期に応じて受領した紹介手数料から下記の表に従い返還をいたします。

退社時期	返還する業務委託料
入社から 3 カ月以内	1 0 0 %
入社から 6 カ月以内	5 0 %

自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用いたしません。

また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で紹介先において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用いたしません。

日数については、入社日から退社日までの暦日数とし、被採用者の休日も含めて算定するものとします。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

事業所名：株式会社共新 許可番号（27-1-301527）